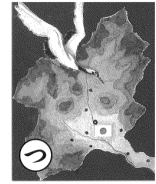




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月30日(土) 号外(第18号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
告 示	
○納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示(税務課)	12

規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十二号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の三を次のように改める。

(指定公金事務取扱者による払込みの方法)

第五条の三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者は、県税に係る徴収金を収納したときは、当該徴収金を遅滞なく会計管理者又は県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関に払い込むとともに、当該徴収金に係る事項を正確に記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいふ。以下同じ。)を知事に遅滞なく送信するものとする。

第十五条第三項中「地方自治法施行令」の下に「(昭和二十二年政令第十六号)」を加える。

第二十二条中「と個人の市町村民税の課税額」を、「個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額」に、「と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税」を「、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税」に改める。

第二十七条第一項中「及び市町村民税」を、「市町村民税及び森林環境税」に改め、同条第八項本文中「指定金融機関」の下に「に払い込み、森林環境税及びこれに係る延滞金等は、当該徴収をした月の翌月末日までに、国」を加え、同項ただし書中「延滞金等」の下に「並びに森林環境税及びこれに係る延滞金等」を、「県指定金融機関」の下に「に払い込み、知事が森林環境税及びこれに係る延滞金等を国」を加える。
第三十条の二を削る。

第四十四条の五第一項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改める。

第五十条の表第五十四号の五様式の項中「個人の県民税現金払込書」を「個人の県民税・森林環境税現金払込書」に、「個人の県民税払込済通知書」を「個人の県民税・森林環境税払込済通知書」に改め、同表第七十八号の二様式の項を削る。

第七号の二様式裏、第十号の二様式(第十号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十号の三様式(第十号の三様式第一片及び第三片の裏面)、第十二号の二様式(第十二号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」を削る。

第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」及

及び第81条の24」や証書」から第5項まで」や「及び第4項」じ

7 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記2から4までの延滞金の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。

8 延滞金を納めなければならない場合は、延滞金計算の基礎となる税額が2,000円以上の場合です。この場合、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。

9 延滞金は、この納付書により税額等を納付する法人で計算し、「延滞金」欄に何円と書き入れ、「計」欄も書き込んでください。

7 延滞金を納めなければならない場合は、延滞金計算の基礎となる税額が2,000円以上の場合です。この場合、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。

8 延滞金は、この納付書により税額等を納付する法人で計算し、「延滞金」欄に何円と書き入れ、「計」欄も書き込んでください。

第十三号の二様式(第十三号の二様式第一片及び第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」を削る。

第十四号様式(第十四号様式第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」及び「(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記2の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)」を削る。

第十五号様式(第十五号様式第一片及び第三片の裏面)、第十五号の二様式(第十五号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十六号様式(第十六号様式第一片及び第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」を削る。

第十六号の七様式(第十六号の七様式の領収証書の裏面)中「(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記1及び2の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)」を削る。

第十七号様式(第十七号様式第一片及び第三片裏面)及び第十七号の二様式(第十七号の二様式第一片及び第三片の裏面)中「みずほ信託銀行」を削る。

第四十五号様式中「指名競争入札参加資格」や「入札参加資格」じ

2 代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。委任状には、委任者の押印が必要で

す。

「2 代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
また、委任の事実や記載事項について確認をするために、委任者(納税義務者)の方に電話連絡をする場合がありますので、委任状には、日中に連絡のとれる電話番号を記載してください。」

に改める。
第五十四号の五様式を次のように改める。

第54号の5様式(規格各片とも178ミリメートル×85ミリメートル)

(第1片)

個人の県民税・森林環境税現金払込書						払込番号	
						年 度	
						会 計 名	一般会計
						科 目	県 税
年度	区分	税目	県税	市町村	月別	支 払 区 分	
						現年・滞繰・清算	
				百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
市町村民税・県民税・森林環境税に係る徴収金額							
徴 収 金 額	市 町 村 民 税	税	11				
	森 林 環 境 税	税					
	延 滞 金	12					
	加 算 金	13					
個人の県民税 ↓ (①あん分率 0.)							
払 込 金 額	個 人 の 県 民 税 (1 1 欄 × ①)	01					
	延 滞 金 (1 2 欄 × ①)	02					
	加 算 金 (1 3 欄 × ①)	03					
	小 計 (0 1 + 0 2 + 0 3)	04					
森林環境税 ↓ (②あん分率 0.)							
払 込 金 額	森 林 環 境 税 (1 1 欄 × ②)	05					
	延 滞 金 (1 2 欄 × ②)	06					
	加 算 金 (1 3 欄 × ②)	07					
	小 計 (0 5 + 0 6 + 0 7)	08					
合 計 (0 4 + 0 8)			09				
備 考							
上記のとおり払い込みます。 年 月 日 市町村会計管理者						領 収 日 付 印	

(金融機関保管)

(第2片)

領 収 証 書						払込番号										
						年 度										
						会 計 名		一般会計								
						科 目		県 税								
年度	区分	税目	県税	市町村	月別	支 払 区 分										
						現年・滞繰・清算										
						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
市町村民税・県民税・森林環境税に係る徴収金額																
徴 収 金 額	市 町 村 民 税	税 額	11													
	森 林 環 境 税	延滞金	12													
		加算金	13													
個人の県民税 ↓ (① あん分率 0.)																
払 込 金 額	個 人 の 県 民 税	(1 1 欄 × ①)	01													
		延滞金	(1 2 欄 × ①)	02												
		加算金	(1 3 欄 × ①)	03												
		小計	(0 1 + 0 2 + 0 3)	04												
森林環境税 ↓ (② あん分率 0.)																
払 込 金 額	森 林 環 境 税	(1 1 欄 × ②)	05													
		延滞金	(1 2 欄 × ②)	06												
		加算金	(1 3 欄 × ②)	07												
		小計	(0 5 + 0 6 + 0 7)	08												
合 計 (0 4 + 0 8)			09													
備 考																
上記のとおり領収しました。 年 月 日 群馬県指定金融機関 群馬銀行 本店又は支店											領 収 日 付 印					

(払込者保管)

(第3片)

個人の県民税・森林環境税払込済通知						払込番号				
						年 度				
						会 計 名	一般会計			
						科 目	県 税			
年度	区分	税目	県税	市町村	月別	支 払 区 分				
						現年・滞繰・清算				
						百 十	億 千 百	十 万 千	百 十	円
市町村民税・県民税・森林環境税に係る徴収金額										
徴 収 金 額	市 町 村 民 税	税 11								
	県 森 林 環 境 税									
	延 滞 金	12								
	加 算 金	13								
個人の県民税 ↓ (①あん分率 0.)										
払 込 金 額	個 人 の 県 民 税 (1 1 欄 × ①)	01								
	延 滞 金 (1 2 欄 × ①)	02								
	加 算 金 (1 3 欄 × ①)	03								
	小 計 (0 1 + 0 2 + 0 3)	04								
森林環境税 ↓ (②あん分率 0.)										
払 込 金 額	森 林 環 境 税 (1 1 欄 × ②)	05								
	延 滞 金 (1 2 欄 × ②)	06								
	加 算 金 (1 3 欄 × ②)	07								
	小 計 (0 5 + 0 6 + 0 7)	08								
合 計 (0 4 + 0 8)		09								
備 考										
上記のとおり通知します。 年 月 日 市町村長								領 収 日 付 印		

(県保管)

銀行等による受領の際には、本人確認書類」や「群馬銀行本・支店で受領する際には、本人確認書類及び印鑑」並びに「還付を受ける人(本通知名宛人)が委任状に住所・氏名を記入、押印し、代理人が領収証書に住所・氏名を記入、押印し、代理人の確認書類」や「上記委任状欄に本通知の名宛人が記入、押印の上、代理人の本人確認書類及び代理人の印鑑」並びに

「1 表面記載の「支払方法」ごとに受取手続きが異なります。

- (1) 隔地払いの場合は、上記領収証書に必要事項を記入、押印の上、群馬銀行本・支店で本書と引換えに表記の金額をお受け取りください。
- (2) 東京隔地の場合は、上記領収証書に必要事項を記入、押印の上、東京都内で口座をお持ちの金融機関に本書を提示していただきますと口座入金となります。

(群馬銀行本・支店では、本書と引換えに表記の金額をお受け取りいただけます。)

- (3) 送金依頼の場合は、同封の小切手裏面に記名、押印し、指定した金融機関に提示して表記の金額をお受け取りください。
- (4) 口座振替の場合は、御指定の口座に振込みをしました。

2 再請求又は再発行手続きについては、次のとおりです。」

「1 表面記載の「支払方法」ごとに受取手続きが異なります。

- (1) 隔地払いの場合は、上記領収証書(代理人が受領する場合は委任状)に必要事項を記入、押印の上、群馬銀行本・支店で本書と引換えに表記の金額をお受け取りください。受取の際には本人又は代理人の本人確認書類及び印鑑を御持参ください。
- (2) 口座振替の場合は、御指定の口座に振込みをしております。

2 再請求又は再発行手続きについては、次のとおりです。」

「3 この」や「3 おおくなりになられた方あての支払通知書を受領した場合や、この」に改める。」
 第五十八号様式を次のように改める。」

第六十二号様式別表以外の部分中「㊤」を「㊤+㊤」に、「㊤」を「㊤+㊤」に改める。

第62号様式別表(規格A4)
個人の県民税(令和6年度以後分・森林環境税導入後)

年度個人の県民税等払込清算書

市町村名

区	分	当該年度の収入額となるべき課税額①		収入済額②		不納欠損額③		還済付額④		収入①-②-③+④		②のうち県指指定金融機関払込済額⑤		払込過払不足額⑦(△)		※県民税等当年額		当該年度の収入額となるべき課税額の内訳	均等割額	所有割額	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額				
県民税	現年課税分	市町村民税 ・県民税																	市町村民税 県民税		
	滞納繰越分	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																			
延滞金	計	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																	森林環境税		
	現年課税分	市町村民税 ・県民税																			
過少申告加算金	計	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																	あふ分率 (旧県民税)		
	現年課税分	市町村民税 ・県民税																			
不申告加算金	計	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																	備考		
	現年課税分	市町村民税 ・県民税																			
加重加算金	計	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																			
	現年課税分	市町村民税 ・県民税																			
合計	計	市町村民税 ・県民税 ・森林環境税計																	H		
	現年課税分	市町村民税 ・県民税																			

注 1 「当該年度の収入額となるべき課税額①」「収入済額②」及び「②のうち県指指定金融機関払込済額⑤」の各欄には、前年度の清算額が含まれないで()外書きとすること。
 2 「収入済額②」の県民税の欄は、当該年度中に市町村が徴収した市町村民税、県民税及びの森林環境税の総額に、当該年度のおん分率(県民税)を乗じて得た金額を記載すること。
 3 「還付未済額④」の各欄は、納税者に還付すべきものを記載すること。
 4 「延滞金」欄及び「加算金」欄は、税に準じて記載すること。
 5 ※の各欄は、市町村においては記載することはない。

個人の県民税(令和5年度以前の課税分)

年度個人の県民税等払込清算書

市町村名

区	分	当該年度の収入額となるべき課税額①			収入済額②			不納欠損額③			還済付額④			収入①-②+③+④の額⑤			②のうち県指指定金融機関払込額⑥			払込過不足額(△)又は②-⑥⑦			※県民税翌年度繰越額	備考		
		人員	金額	額	人員	金額	額	人員	金額	額	人員	金額	額	人員	金額	額	人員	金額	額	人員	金額	額				
本税	市町村民税・県民税																									
		市町村民税・県民税																								
延滞金	市町村民税・県民税																									
		市町村民税・県民税																								
滞納繰越額	市町村民税・県民税																									
		市町村民税・県民税																								
加算金	市町村民税・県民税																									
		市町村民税・県民税																								
加算金計	市町村民税・県民税																									
		市町村民税・県民税																								

注
 1 「当該年度の収入額となるべき課税額①」、「収入済額②」及び「②のうち県指定金融機関払込額⑥」の各欄には、前年度の清算額(△)外書きとすること。
 2 「収入済額②」の各欄は、当該年度中に市町村が徴収したものを記載すること。
 3 「還済金」欄及び「加算金」欄は、税に準じて記載すること。
 4 「延滞金」欄及び「加算金」欄は、税に準じて記載すること。
 5 ※の各欄は、市町村において記載すること。

第七十六号の七様式中「~~公債簿~~」を「~~課税簿~~」に改める。
第七十八号の二様式を削る。

附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十四条の五第一項の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の群馬県県税条例施行規則の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県県税条例施行規則の規定により発せられている通知書等は、この規則による改正後の同規則の相当規定により発せられたものとみなす。
- 4 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第九十八号

納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月三十日

群馬県知事 山 本 一 太

納税貯蓄組合に関する規程の一部を改正する告示

納税貯蓄組合に関する規程（昭和四十五年群馬県告示第五百九十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(35cm×28cm)(第3条関係)

納税貯蓄組合台帳

事務所名

納税貯蓄組合 番号	組 合 種 別	郵 便 番 号	組 合 名	組 合 長 名	所 在 地	設 立 年 月 日	解 散 年 月 日	備 考

附則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の納税貯蓄組合に関する規程の規定により作成されている納税貯蓄組合台帳は、改正後の同規程の規定により作成されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の納税貯蓄組合に関する規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
